

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
条 例	
○市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例…… (法制文書課)	1
規 則	
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課)	4
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築指導課)	7

条 例
市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。 平成17年8月31日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道条例第88号 市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例 (北海道支庁設置条例の一部改正)
第1条 北海道支庁設置条例(昭和23年北海道条例第44号)の一部を次のように改正する。 別表北海道石狩支庁の項中「、厚田郡、浜益郡」を削る。 (水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正)
第2条 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年北海道条例第27号)の一部を次のように改正する。 別表第1中「釧路市」の次に「新野」を、「白糠町」の次に「コイトイ」を加える。 (北海道児童相談所設置条例の一部改正)
第3条 北海道児童相談所設置条例(昭和23年北海道条例第32号)の一部を次のように改正する。

表北海道中央児童相談所の項中「新篠津村 厚田村 浜益村」を「新篠津村」に改め、同表北海道旭川児童相談所の項中「剣淵町 朝日町」を「剣淵町」に改め、同表北海道釧路児童相談所の項中「阿寒町 鶴居村 白糠町 音別町」を「鶴居村 白糠町」に改め、同表北海道函館児童相談所の項中「熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「奥尻町 今金町 せたな町」に改め、同表北海道北見児童相談所の項中「生田原町 遠軽町 丸瀬布町 白滝村」を「遠軽町」に改める。

(北海道立診療所条例の一部改正)

第4条 北海道立診療所条例(昭和23年北海道条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表北海道立阿寒湖畔診療所の項中「阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉2丁目」を「釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目」に改め、同表北海道立白滝診療所の項中「紋別郡白滝村字白滝」を「紋別郡遠軽町白滝」に改める。

(北海道保健所条例の一部改正)

第5条 北海道保健所条例(昭和23年北海道条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表北海道八雲保健所の項中「山越郡八雲町」を「二海郡八雲町」に、「大成町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「今金町 せたな町」に改め、同表北海道江別保健所の項中「新篠津村 厚田村 浜益村」を「新篠津村」に改め、同表北海道名寄保健所の項中「剣淵町 朝日町」を「剣淵町」に改め、同表北海道紋別保健所の項中「生田原町 遠軽町 丸瀬布町 白滝村」を「遠軽町」に改め、同表北海道釧路保健所の項中「阿寒町 鶴居村 白糠町 音別町」を「鶴居村 白糠町」に改める。

(北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第6条 北海道経済部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「奥尻町 今金町 せたな町」に改める。

(北海道家畜保健衛生所条例の一部改正)

第7条 北海道家畜保健衛生所条例(昭和25年北海道条例第92号)の一部を次のように改正する。

別表北海道石狩家畜保健衛生所の項中「、厚田村、浜益村」を削り、同表北海道上川家畜保健衛生所の項中「、朝日町」を削り、同表北海道檜山家畜保健衛生所の項中「大成町、瀬棚町、北檜山町、今金町」を「今金町、せたな町」に改め、同表北海道釧路家畜保健衛生所の項中「、阿寒町」及び「、音別町」を削り、同表北海道網走家畜保健衛生所の項中「、生田原町」及び「、丸瀬布町、白滝村」を削る。

（北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第8条 北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「大成町 奥尻町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「奥尻町 今金町 せたな町」に、「剣淵町 朝日町」を「剣淵町」に改める。

別表第4中「熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「奥尻町 今金町 せたな町」に、「剣淵町 朝日町」を「剣淵町」に改める。

別表第5中「熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町 北檜山町」を「奥尻町 せたな町」に、「剣淵町 朝日町」を「剣淵町」に、「阿寒町 白糠町 音別町」を「白糠町」に改める。

（北海道地域農業改良普及センター条例の一部改正）

第9条 北海道地域農業改良普及センター条例（昭和33年北海道条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表石狩支庁石狩北部地区農業改良普及センターの項中「新篠津村 厚田村 浜益村」を「新篠津村」に改め、同表渡島支庁渡島北部地区農業改良普及センターの項位置の欄中「山越郡八雲町」を「二海郡八雲町」に改め、同項管轄区域の欄中「八雲町」を「八雲町（檜山支庁檜山南部地区農業改良普及センターの管轄区域を除く。）」に改め、同表檜山支庁檜山南部地区農業改良普及センターの項管轄区域の欄中「江差町」を「八雲町（熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域に限る。）」に改め、同表檜山支庁檜山北部地区農業改良普及センターの項中「瀬棚郡北檜山町」を「久遠郡せたな町」に、「大成町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「今金町 せたな町」に改め、同表上川支庁士別地区農業改良

普及センターの項中「剣淵町 朝日町」を「剣淵町」に改め、同表網走支庁遠軽地区農業改良普及センターの項中「生田原町 遠軽町 丸瀬布町 白滝村」を「遠軽町」に改め、同表釧路支庁釧路中部地区農業改良普及センターの項中「釧路市 阿寒町」を「釧路市（釧路支庁釧路西部地区農業改良普及センターの管轄区域を除く。）」に改め、同表釧路支庁釧路西部地区農業改良普及センターの項中「白糠町 音別町」を「釧路市（音別町、音別町音別、音別町音別原野基線、音別町音別原野北1線、音別町音別原野第2基線、音別町音別原野西1線から音別町音別原野西5線まで、音別町音別原野東1線から音別町音別原野東3線まで、音別町上音別、音別町カラマンベツ、音別町サトンベツ、音別町尺別、音別町尺別原野、音別町尺別原野基線、音別町尺別原野西1線、音別町尺別原野東1線、音別町尺別原野東2線、音別町タンネナイ、音別町チャンベツ、音別町チャンベツ右岸、音別町直別、音別町直別裏通、音別町直別停車場通、音別町直別仲通、音別町直別原野基線、音別町直別原野西1線、音別町直別原野東1線から音別町直別原野東4線まで、音別町シベツ川右岸、音別町中音別、音別町浪若、音別町ヌプキベツ、音別町ヌプキベツ原野基線、音別町ヌプキベツ原野西1線、音別町ヌプキベツ原野西2線、音別町馬主来、音別町馬主来原野、音別町ホロオンベツ、音別町ムリ、音別町ムリ原野基線、音別町ムリ原野第2基線、音別町ムリ原野西1線、音別町川東1丁目、音別町川東2丁目、音別町あけぼの1丁目、音別町あけぼの2丁目、音別町朝日1丁目から音別町朝日3丁目まで、音別町海光1丁目から音別町海光3丁目まで、音別町共栄1丁目、音別町共栄2丁目、音別町中園1丁目、音別町中園2丁目、音別町風連1丁目、音別町緑町1丁目、音別町緑町2丁目、音別町本町1丁目から音別町本町3丁目まで及び音別町若草1丁目の区域に限る。）」に改める。

（北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第10条 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中「熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町 北檜山町」を「奥尻町 せたな町」に改める。

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第11条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24

号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「新篠津村 浜益村」を「新篠津村」に、「大成町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「今金町 せたな町」に改める。

(北海道公営企業条例の一部改正)

第12条 北海道公営企業条例(昭和39年北海道条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表岩尾内発電所の項及びポンテシオ発電所の項中「上川郡朝日町」を「士別市」に改める。

(北海道立学校条例の一部改正)

第13条 北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

北海道当別高等学校	石狩郡当別町
北海道浜益高等学校	浜益郡浜益村

を

北海道
北海道

道浜益高等学校	石狩市
道当別高等学校	石狩郡当別町

に、

北海道八雲高等学校

山越郡八雲町

を

北海道八雲高等学校	二海郡八雲町
北海道熊石高等学校	二海郡八雲町

に、

北海道奥尻高等学校	奥尻郡奥尻町
北海道熊石高等学校	爾志郡熊石町

を

北海道奥尻

高等学校	奥尻郡奥尻町
------	--------

に改め、同表北海道檜山北高等学校の

項中「瀬棚郡北檜山町」を「久遠郡せたな町」に改め、同表中

北海道釧路西

高等学校	釧路市
------	-----

を

北海道釧路西高等学校	釧
北海道阿寒高等学校	釧

路市
路市

に、

北海道弟子屈高等学校	川上郡弟子屈町
北海道阿寒高等学校	阿寒郡阿寒町

を

「

北海道弟子屈高等学校	川上郡弟子屈町
------------	---------

」に改める。

別表第4北海道八雲養護学校の項中「山越郡八雲町」を「二海郡八雲町」に改め、同表北海道紋別養護学校の項中「紋別郡生田原町」を「紋別郡遠軽町」に改める。

(北海道警察組織条例の一部改正)

第14条 北海道警察組織条例(昭和29年北海道条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第3札幌方面北警察署の項を次のように改める。

同 北 警 察 署	札幌市	札幌市のうち北区 石狩市 石狩郡当別町
--------------	-----	---------------------------

別表第3函館方面八雲警察署の項中

山越郡八雲町	山越郡八雲町、長万部
--------	------------

町

を

二海郡八雲町	二海郡八雲町 山越郡長万部町
--------	-------------------

に改め、同

表函館方面北檜山警察署の項を次のように改める。

同 せたな警察署	久遠郡せたな町	久遠郡せたな町 瀬棚郡今金町
-------------	---------	-------------------

別表第3旭川方面士別警察署の項中「、朝日町」を削り、同表釧路方面釧路警察署の項中「阿寒郡阿寒町、鶴居村」を「阿寒郡鶴居村」に改め、「、音別町」を削り、同表北見方面遠軽警察署の項中「、丸瀬布町、生田原町、白滝村」を削る。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中北海道児童相談所設置条例表北海道旭川児童相談所の項の改正規定及び同表北海道函館児童相談所の項の改正規定（熊石町に係る部分を除く。）、第5条中北海道保健所条例別表北海道八雲保健所の項の改正規定（「大成町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「今金町 せたな町」に改める部分に限る。）及び同表北海道名寄保健所の項の改正規定、第6条中北海道経済部手数料条例別表第2の改正規定（熊石町に係る部分を除く。）、第7条中北海道家畜保健衛生所条例別表北海道上川家畜保健衛生所の項及び北海道檜山家畜保健衛生所の項の改正規定、第8条中北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第2の改正規定、同条例別表第4の改正規定（「熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「奥尻町 今金町 せたな町」に改める部分（熊石町に係る部分を除く。）及び「剣淵町 朝日町」を「剣淵町」に改める部分に限る。）及び同条例別表第5の改正規定（「熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町 北檜山町」を「奥尻町 せたな町」に改める部分（熊石町に係る部分を除く。）及び「剣淵町 朝日町」を「剣淵町」に改める部分に限る。）、第9条中北海道地域農業改良普及センター条例別表檜山支庁檜山北部地区農業改良普及センターの項及び上川支庁士別地区農業改良普及センターの項の改正規定、第10条中北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例別表の改正規定（熊石町に係る部分を除く。）、第11条中北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第2の改正規定（「大成町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「今金町 せたな町」に改める部分に限る。）、第12条の規定、第13条中北海道立学校条例別表第1北海道檜山北高等学校の項の改正規定並びに第14条中北海道警察組織条例別表第3函館方面北檜山警察署の項及び旭川方面士別警察署の項の改正規定 平成17年9月1日
- (2) 第2条の規定、第3条中北海道児童相談所設置条例表北海道釧路児童相談所の項の改正規定、第4条中北海道立診療所条例別表北海道立阿寒湖畔診療所の項の改正規定、第5条中北海道保健所条例別表北海道釧路保健所の項の改正規定、第7条中北海道家畜保健衛生所条例別表北海道釧路家畜保健衛生所の項の改正規定、第8条中北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第5の改

正規定（「阿寒町 白糠町 音別町」を「白糠町」に改める部分に限る。）、第9条中北海道地域農業改良普及センター条例別表釧路支庁釧路中部地区農業改良普及センターの項及び釧路支庁釧路西部地区農業改良普及センターの項の改正規定、第13条中北海道立学校条例別表第1の改正規定（北海道阿寒高等学校に係る部分に限る。）並びに第14条中北海道警察組織条例別表第3釧路方面釧路警察署の項の改正規定 平成17年10月11日

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年8月31日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第85号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則
北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。
第29条の表北海道固定資産評価審議会の項の次に次のように加える。

北海道市町村合併推進審議会

地域振興室市町村課

第35条の表北海道石狩支庁の項中「厚田郡 浜益郡」を削り、同表北海道渡島支庁の項中「山越郡」を「山越郡 二世郡」に改める。
第96条の表北海道立阿寒湖畔診療所の項中「阿寒郡阿寒町」を「釧路市」に改め、同表北海道立白滝診療所の項中「紋別郡白滝村」を「紋別郡遠軽町」に改める。
第120条第2項の表北海道立心身障害者総合相談所石狩支所の項中「厚田郡厚田村 浜益郡浜益村」を削り、同表北海道立心身障害者総合相談所渡島支所の項中「砂原町 森町 山越郡八雲町 長万部町」を「森町 二世郡八雲町 山越郡長万部町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所檜山支所の項中「熊石町 久遠郡大成町 奥尻郡奥尻町 瀬棚郡瀬棚町 北檜山町 今金町」を「奥尻郡奥尻町 瀬棚郡今金町 久遠郡せたな町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所上川支所の項中「剣淵町 朝日町」を「剣淵町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所網走支所の項中「紋別郡生田原町 遠軽町 丸瀬布町 白滝村」を「紋別郡遠軽町」に改め、同表北海道立心身障害者総合相談所釧路支所の項中「阿寒郡阿寒町 鶴居村 白糠郡白糠町 音別町」を「阿寒郡鶴居村 白糠郡白糠町」に改める。
第219条第2項の表北海道立水産孵化場道南支場の項中「爾志郡熊石町」を「二世郡八雲町」に改める。

第270条の2第3項の表北海道渡島東部森づくりセンターの項中「瀬棚郡」を「瀬棚郡久遠郡（せたな町瀬棚区及び北檜山区の区域に限る。）」に改め、同表北海道渡島西部森づくりセンターの項中「久遠郡 奥尻郡」を「奥尻郡 久遠郡（せたな町大成区の区域に限る。）」に改め、同表北海道空知森づくりセンターの項中「厚田郡 浜益郡」を削り、同表北海道十勝森づくりセンターの項中「白糠郡」を「釧路市（音別町、音別町音別、音別町音別原野基線、音別町音別原野北1線、音別町音別原野第2基線、音別町音別原野西1線から音別町音別原野西5線まで、音別町音別原野東1線から音別町音別原野東3線まで、音別町上音別、音別町カラマンベツ、音別町サトンベツ、音別町尺別、音別町尺別原野、音別町尺別原野基線、音別町尺別原野西1線、音別町尺別原野東1線、音別町尺別原野東2線、音別町タンネナイ、音別町チャンベツ、音別町チャンベツ右岸、音別町直別、音別町直別裏通、音別町直別停車場通、音別町直別仲通、音別町直別原野基線、音別町直別原野西1線、音別町直別原野東1線から音別町直別原野東4線まで、音別町シベツ川右岸、音別町中音別、音別町浪若、音別町ヌプキベツ、音別町ヌプキベツ原野基線、音別町ヌプキベツ原野西1線、音別町ヌプキベツ原野西2線、音別町馬主来、音別町馬主来原野、音別町ホロオンベツ、音別町ムリ、音別町ムリ原野基線、音別町ムリ原野第2基線、音別町ムリ原野西1線、音別町川東1丁目、音別町川東2丁目、音別町あけぼの1丁目、音別町あけぼの2丁目、音別町朝日1丁目から音別町朝日3丁目まで、音別町海光1丁目から音別町海光3丁目まで、音別町共栄1丁目、音別町共栄2丁目、音別町中園1丁目、音別町中園2丁目、音別町風連1丁目、音別町緑町1丁目、音別町緑町2丁目、音別町本町1丁目から音別町本町3丁目まで及び音別町若草1丁目の区域に限る。） 白糠郡」に改める。

別表第1の1の表及び3の表中「剣淵町 朝日町」を「剣淵町」に、「紋別郡生田原町 遠軽町 丸瀬布町 白滝村」を「紋別郡遠軽町」に改め、別表第1の5の表石狩支庁石狩地区水産技術普及指導所の項位置の欄中「厚田郡厚田村」を「石狩市」に改め、同項担当区域の欄中「厚田郡厚田村 浜益郡浜益村」を削り、同表渡島支庁渡島北部地区水産技術普及指導所の項中「山越郡八雲町 長万部町」を「二世郡八雲町（檜山支庁檜山南部地区水産技術普及指導所の担当区域を除く。） 山越郡長万部町」に改め、同表檜山支庁檜山南部地区水産技術普及指導所の項中「檜山郡江差町」を「二世郡八雲町（熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域に限る。） 檜山郡江差町」に改め、「熊石町」を削り、同表檜山支庁檜山北部地区水産技術普及指導所の項位置の欄中「瀬棚郡瀬棚町」を「久遠郡せたな町」に改め、同項担当区域の欄中「久遠郡大成町 瀬棚郡瀬棚町 北檜山町」を「久遠郡せたな町」に改める。

別表第2北海道石狩保健福祉事務所の項中「厚田村 浜益村」を削り、同表北海道檜山保健福祉事務所の項中「熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「奥尻町 今金町 せたな町」に改め、同表北海道上川保健福祉事務所の項中「剣淵町 朝日町」を

「剣淵町」に改め、同表北海道網走保健福祉事務所の項中「生田原町 遠軽町 丸瀬布町 白滝村」を「遠軽町」に改め、同表北海道釧路保健福祉事務所の項中「阿寒町 鶴居村」を「鶴居村」に改め、「音別町」を削る。

別表第2の2の1の表檜山保健福祉事務所北檜山社会福祉事務出張所の項位置の欄中「瀬棚郡北檜山町」を「久遠郡せたな町」に改め、同項担当区域の欄中「瀬棚郡瀬棚町 北檜山町 今金町」を「瀬棚郡今金町 久遠郡せたな町」に改め、同表上川保健福祉事務所名寄社会福祉事務出張所の項中「上川郡朝日町 風連町」を「上川郡風連町」に改め、同表網走保健福祉事務所遠軽社会福祉事務出張所の項中「紋別郡生田原町 遠軽町 丸瀬布町 白滝村」を「紋別郡遠軽町」に改め、別表第2の2の2の表石狩保健福祉事務所石狩支所の項中「厚田村 浜益村」を削り、同表渡島保健福祉事務所今金支所の項中「大成町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「今金町 せたな町」に改め、同表網走保健福祉事務所遠軽支所の項中「生田原町 遠軽町 丸瀬布町 白滝村」を「遠軽町」に改める。

別表第3北海道江差保健所の項中「乙部町 熊石町」を「乙部町」に改め、同表北海道八雲保健所の項位置の欄中「山越郡八雲町」を「二世郡八雲町」に改め、同項所管区域の欄中「大成町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「今金町 せたな町」に改め、同表北海道江別保健所の項中「厚田村 浜益村」を削り、同表北海道名寄保健所の項中「剣淵町 朝日町」を「剣淵町」に改め、同表北海道紋別保健所の項中「生田原町 遠軽町 丸瀬布町 白滝村」を「遠軽町」に改め、同表北海道釧路保健所の項中「阿寒町 鶴居村 白糠町 音別町」を「鶴居村 白糠町」に改める。

別表第3の2北海道八雲保健所今金支所の項中「大成町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「今金町 せたな町」に改め、同表北海道江別保健所石狩支所の項中「厚田村 浜益村」を削り、同表北海道紋別保健所遠軽支所の項中「生田原町 遠軽町 丸瀬布町 白滝村」を「遠軽町」に改める。

別表第4北海道中央児童相談所の項中「新篠津村 厚田村 浜益村」を「新篠津村」に改め、同表北海道旭川児童相談所の項中「剣淵町 朝日町」を「剣淵町」に改め、同表北海道釧路児童相談所の項中「阿寒町 鶴居村 白糠町 音別町」を「鶴居村 白糠町」に改め、同表北海道函館児童相談所の項中「熊石町 大成町 奥尻町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「奥尻町 今金町 せたな町」に改め、同表北海道北見児童相談所の項中「生田原町 遠軽町 丸瀬布町 白滝村」を「遠軽町」に改める。

別表第5石狩支庁石狩北部地区農業改良普及センターの項中「厚田村 浜益村」を削り、同表渡島支庁渡島北部地区農業改良普及センターの項位置の欄中「山越郡八雲町」を「二世郡八雲町」に改め、同項管轄区域の欄中「八雲町」を「八雲町（檜山支庁檜山南部地区農業改良普及センターの管轄区域を除く。）」に改め、同表檜山支庁檜山南部地区農業改良普及センターの項中「江差町」を「八雲町（熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、

熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域に限る。） 江差町」に、「乙部町 熊石町」を「乙部町」に改め、同表檜山支庁檜山北部地区農業改良普及センターの項位置の欄中「瀬棚郡北檜山町」を「久遠郡せたな町」に改め、同項管轄区域の欄中「大成町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「今金町 せたな町」に改め、同表上川支庁士別地区農業改良普及センターの項中「朝日町」を削り、同表網走支庁遠軽地区農業改良普及センターの項中「生田原町 遠軽町 丸瀬布町 白滝村」を「遠軽町」に改め、同表釧路支庁釧路中部地区農業改良普及センターの項中「釧路市 阿寒町」を「釧路市（釧路支庁釧路西部地区農業改良普及センターの管轄区域を除く。）」に改め、同表釧路支庁釧路西部地区農業改良普及センターの項中「白糠町 音別町」を「釧路市（音別町、音別町音別、音別町音別原野基線、音別町音別原野北1線、音別町音別原野第2基線、音別町音別原野西1線から音別町音別原野西5線まで、音別町音別原野東1線から音別町音別原野東3線まで、音別町上音別、音別町カラマンベツ、音別町サトンベツ、音別町尺別、音別町尺別原野、音別町尺別原野基線、音別町尺別原野西1線、音別町尺別原野東1線、音別町尺別原野東2線、音別町タンネナイ、音別町チャンベツ、音別町チャンベツ右岸、音別町直別、音別町直別裏通、音別町直別停車場通、音別町直別仲通、音別町直別原野基線、音別町直別原野西1線、音別町直別原野東1線から音別町直別原野東4線まで、音別町シベツ川右岸、音別町中音別、音別町浪若、音別町ヌプキベツ、音別町ヌプキベツ原野基線、音別町ヌプキベツ原野西1線、音別町ヌプキベツ原野西2線、音別町馬主来、音別町馬主来原野、音別町ホロオンベツ、音別町ムリ、音別町ムリ原野基線、音別町ムリ原野第2基線、音別町ムリ原野西1線、音別町川東1丁目、音別町川東2丁目、音別町あけぼの1丁目、音別町あけぼの2丁目、音別町朝日1丁目から音別町朝日3丁目まで、音別町海光1丁目から音別町海光3丁目まで、音別町共栄1丁目、音別町共栄2丁目、音別町中園1丁目、音別町中園2丁目、音別町風連1丁目、音別町緑町1丁目、音別町緑町2丁目、音別町本町1丁目から音別町本町3丁目まで及び音別町若草1丁目の区域に限る。） 白糠町」に改める。

別表第5の2石狩支庁石狩北部地区農業改良普及センターの項中「厚田村 浜益村」を削り、同表渡島支庁渡島北部地区農業改良普及センターの項位置の欄中「山越郡八雲町」を「二海郡八雲町」に改め、同項管轄区域の欄中「八雲町」を「八雲町（檜山支庁檜山南部地区農業改良普及センターの担当区域を除く。）」に改め、同表檜山支庁檜山南部地区農業改良普及センターの項中「江差町」を「八雲町（熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域に限る。） 江差町」に、「乙部町 熊石町」を「乙部町」に改め、同表檜山支庁檜山北部地区農業改良普及センターの項位置の欄中「瀬棚郡北檜山町」を「久遠郡せたな町」に改め、同項担当区域の欄中「大成町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「今金町 せたな町」に改め、同表上川支庁士別地区農業改良普及センターの項中「朝日町」を削り、同表網走支庁遠軽地

区農業改良普及センターの項中「生田原町 遠軽町 丸瀬布町 白滝村」を「遠軽町」に改め、同表釧路支庁釧路北部地区農業改良普及センターの項中「阿寒町 鶴居村 白糠町 音別町」を「鶴居村 白糠町」に改める。

別表5の3北海道石狩家畜保健衛生所の項中「厚田村 浜益村」を削り、同表北海道上川家畜保健衛生所の項中「音威子府村 朝日町」を「音威子府村」に改め、同表北海道檜山家畜保健衛生所の項中「熊石町 奥尻町 大成町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「奥尻町 今金町 せたな町」に改め、同表北海道釧路家畜保健衛生所の項中「釧路町 阿寒町」を「釧路町」に、「白糠町 音別町」を「白糠町」に改め、同表北海道網走家畜保健衛生所の項中「生田原町 遠軽町 丸瀬布町 白滝村」を「遠軽町」に改める。

別表第6北海道石狩森づくりセンターの項中「厚田郡 浜益郡」を削り、同表北海道渡島東部森づくりセンターの項中「茅部郡」を「茅部郡 二海郡」に改め、同表北海道上川南部森づくりセンターの項及び北海道上川北部森づくりセンターの項中「朝日町」を削る。

別表第6の2檜山森づくりセンター北檜山事務所の項位置の欄中「瀬棚郡北檜山町」を「久遠郡せたな町」に改め、同項担当区域の欄中「久遠郡 瀬棚町」を「瀬棚郡 久遠郡」に改め、同表網走西部森づくりセンター遠軽事務所の項中「紋別郡生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村」を「紋別郡遠軽町」に改め、同表釧路森づくりセンター音別事務所の項位置の欄中「白糠郡音別町」を「釧路市」に改め、同項担当区域の欄中「阿寒郡」を「釧路市（音別町、音別町音別、音別町音別原野基線、音別町音別原野北1線、音別町音別原野第2基線、音別町音別原野西1線から音別町音別原野西5線まで、音別町音別原野東1線から音別町音別原野東3線まで、音別町上音別、音別町カラマンベツ、音別町サトンベツ、音別町尺別、音別町尺別原野、音別町尺別原野基線、音別町尺別原野西1線、音別町尺別原野東1線、音別町尺別原野東2線、音別町タンネナイ、音別町チャンベツ、音別町チャンベツ右岸、音別町直別、音別町直別裏通、音別町直別停車場通、音別町直別仲通、音別町直別原野基線、音別町直別原野西1線、音別町直別原野東1線から音別町直別原野東4線まで、音別町シベツ川右岸、音別町中音別、音別町浪若、音別町ヌプキベツ、音別町ヌプキベツ原野基線、音別町ヌプキベツ原野西1線、音別町ヌプキベツ原野西2線、音別町馬主来、音別町馬主来原野、音別町ホロオンベツ、音別町ムリ、音別町ムリ原野基線、音別町ムリ原野第2基線、音別町ムリ原野西1線、音別町川東1丁目、音別町川東2丁目、音別町あけぼの1丁目、音別町あけぼの2丁目、音別町朝日1丁目から音別町朝日3丁目まで、音別町海光1丁目から音別町海光3丁目まで、音別町共栄1丁目、音別町共栄2丁目、音別町中園1丁目、音別町中園2丁目、音別町風連1丁目、音別町緑町1丁目、音別町緑町2丁目、音別町本町1丁目から音別町本町3丁目まで及び音別町若草1丁目の区域に限る。） 阿寒郡」に改める。

別表第7の2札幌土木現業所当別出張所の項中「厚田郡厚田村 浜益郡浜益村」を削り、同表函館土木現業所八雲出張所の項位置の欄中「山越郡八雲町」を「二海郡八雲町」に改め、同項担当区域の欄中「山越郡八雲町 長万部町」を「二海郡八雲町（函館土木現業所江差出

張所の担当区域を除く。) 山越郡長万部町」に改め、同表函館土木現業所江差出張所の項中「檜山郡江差町」を「二海郡八雲町(熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域に限る。) 檜山郡江差町」に改め、「熊石町」を削り、同表函館土木現業所今金出張所の項中「久遠郡大成町 瀬棚郡瀬棚町 北檜山町 今金町」を「瀬棚郡今金町 久遠郡せたな町」に改め、同表旭川土木現業所士別出張所の項中「剣淵町 朝日町」を「剣淵町」に改め、同表網走土木現業所遠軽出張所の項中「紋別郡生田原町 遠軽町 丸瀬布町 白滝村」を「紋別郡遠軽町」に改める。

別表第7の5北海道八雲食肉衛生検査所の項位置の欄中「山越郡八雲町」を「二海郡八雲町」に改め、同項管轄区域の欄中「大成町 瀬棚町 北檜山町 今金町」を「今金町 せたな町」に改める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第29条の表の改正規定及び第120条第2項の表北海道立心身障害者総合相談所渡島支所の項の改正規定(砂原町に係る部分に限る。) 公布の日
- (2) 第120条第2項の表北海道立心身障害者総合相談所檜山支所の項の改正規定(熊石町に係る部分を除く。)及び同表北海道立心身障害者総合相談所上川支所の項の改正規定、第270条の2第3項の表北海道渡島東部森づくりセンターの項の改正規定及び同表北海道渡島西部森づくりセンターの項の改正規定、別表第1の1の表及び3の表の改正規定(朝日町に係る部分に限る。)並びに別表第1の5の表檜山支庁檜山北部地区水産技術普及指導所の項の改正規定、別表第2北海道檜山保健福祉事務所の項の改正規定(熊石町に係る部分を除く。)及び同表北海道上川保健福祉事務所の項の改正規定、別表第2の2の1の表檜山保健福祉事務所北檜山社会福祉事務出張所の項の改正規定及び同表上川保健福祉事務所名寄社会福祉事務出張所の項の改正規定並びに別表第2の2の2の表渡島保健福祉事務所今金支所の項の改正規定、別表第3北海道八雲保健所の項所管区域の欄の改正規定及び同表北海道名寄保健所の項の改正規定、別表第3の2北海道八雲保健所今金支所の項の改正規定、別表第4北海道旭川児童相談所の項の改正規定及び同表北海道函館児童相談所の項の改正規定(熊石町に係る部分を除く。)、別表第5檜山支庁檜山北部地区農業改良普及センターの項の改正規定及び同表上川支庁士別地区農業改良普及センターの項の改正規定、別表第5の2檜山支庁檜山北部地区農業改良普及センターの項の改正規定及び同表上川支庁士別地区農業改良普及センターの項の改正規定、別表第5の3北海道上川家畜保健衛生所の項の改正規定及び同表北海道檜山家畜保健衛生所の項の改正規定(熊石町に係る部分を除く。)、別表第6北海道上川南部森づくりセンターの項及び同表北海道上川北部

森づくりセンターの項の改正規定、別表第6の2檜山森づくりセンター北檜山事務所の項の改正規定、別表第7の2函館土木現業所今金出張所の項の改正規定及び同表旭川土木現業所士別出張所の項の改正規定並びに別表第7の5北海道八雲食肉衛生検査所の項管轄区域の欄の改正規定 平成17年9月1日

- (3) 第96条の表北海道立阿寒湖畔診療所の項の改正規定、第120条第2項の表北海道立心身障害者総合相談所釧路支所の項の改正規定、第270条の2第3項の表北海道十勝森づくりセンターの項の改正規定、別表第2北海道釧路保健福祉事務所の項の改正規定、別表第3北海道釧路保健所の項の改正規定、別表第4北海道釧路児童相談所の項の改正規定、別表第5釧路支庁釧路中部地区農業改良普及センターの項の改正規定及び同表釧路支庁釧路西部地区農業改良普及センターの項の改正規定、別表第5の2釧路支庁釧路北部地区農業改良普及センターの項の改正規定、別表第5の3北海道釧路家畜保健衛生所の項の改正規定並びに別表第6の2釧路森づくりセンター音別事務所の項の改正規定 平成17年10月11日

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第86号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和48年北海道規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「八雲町」の次に「(熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域を除く。)」を加え、「瀬棚町、北檜山町及び」を削り、「今金町」の次に「及びせたな町(大成区の区域を除く。)」を加え、「阿寒町」を削る。

別表第2の90の項中「及び森町」を「、森町」に改め、「除く。)」の次に「及び八雲町(熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域に限る。)」を加え、「熊石町及び大成町」を「及びせたな町(大成区の区域に限る。)」に改め、「釧路支庁管内のうち音別町」を削り、同表の100の項中「、阿寒町」を削り、同表の110の項中「八雲町」の次に「(熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域を除く。)」を加え、「瀬棚町及び北檜山町」を「せたな町(大成区の区域を除く。)」に改め、同表の120の項中「生田原町」を「遠軽町(生田原、生田原安国、生田原旭野、生田原水穂、生田原豊原、生田原清里、生田原岩戸、生田原伊吹及び生田原八

重の区域に限る。）」に改め、同表の130の項中「、丸瀬布町、白滝村」を「（生田原、生田原安国、生田原旭野、生田原水穂、生田原豊原、生田原清里、生田原岩戸、生田原伊吹、生田原八重の区域を除く。）」に改め、同表の140の項中「石狩市」の次に「（浜益区の区域を除く。）」を加え、「、新篠津村及び厚田村」を「及び新篠津村」に改め、「士別市」の次に「（朝日町の区域を除く。）」を加え、同表の150の項中「浜益村」を「石狩市（浜益区の区域に限る。）」に、「愛別町」を「士別市（朝日町の区域に限る。）、愛別町」に改め、「、朝日町」を削る。

別表第3のⅠの項及びⅡの項中「瀬棚町及び」を削り、「今金町」の次に「及びせたな町（瀬棚区の区域に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中八雲町に係る部分並びに別表第2の改正規定中石狩市、新篠津村、厚田村、浜益村、森町、八雲町、熊石町、生田原町、遠軽町、丸瀬布町及び白滝村に係る部分は同年10月1日から、別表第1の改正規定中阿寒町に係る部分並びに別表第2の改正規定中阿寒町及び音別町に係る部分は同月11日から施行する。